

道路パトロールカー借入(リース)仕様書

この仕様書は、横浜市栄土木事務所が借入する道路パトロールカーに適用するもので、納入車両は道路交通法及び道路運送車両法に規定する「緊急自動車」兼「道路維持作業用自動車」として下記に定める性能等を満足し、操作性能が良好であり、かつその使用に十分耐えるものでなければならない。また、納入車両に使用する機械その他は、日本工業規格(JIS)によるものとする。

1 車種等

車種	4WD普通乗用自動車(ハイブリッド車)、5ドア(後部ドアは跳ね上げ式)、右ハンドル 全長3,760mm程度、全幅1,670mm程度、全高1,705mm程度
台数	1台
駆動用バッテリー	リチウムイオン電池
燃料	レギュラーガソリン
総排気量	990cc~1,000cc
ミッション	AT
乗用定員	5人
車体カラー	1 塗料はハイソリッドカラー、またはフタル酸レンジエナメルを使用し、車両全体に黄色(塗料は日本塗料工業会標準色T22-80X、標準色が改正された場合は、これに相当する塗色とする)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。 2 両側面と後に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。 3 フロントバンパー及びリヤバンパーは、白と赤のストライプを公安委員会の緊急自動車及び道路維持作業用自動車の仕様に合致するように塗色する。
指定文字	両側面の白色帯部分に「(ハママーク) 横浜市道路パトロールカー」と黒色丸ゴシック体(左ヨコ書き・一文字13cm×13cm)で記入し、前両側ドアの白色帯下部分に「栄土木事務所」と黒色丸ゴシック体(左ヨコ書き・一文字6cm×6cm)と記入する。 ※ハママークの詳細は別紙1のとおり
装備品	1 新車標準工具一式 (ジャッキ、レンチ、ドライバー、スパナ、プライヤー、ペンチ等) 2 AM・FMラジオ+CD 3 洗車キット(ワックス、セーム皮、スポンジ、ブラシ等) 4 オールシーズンタイヤ 5 バックブザー(音のON・OFF切り替え可能なもの) 6 サイドアンダーミラー(車種による) 7 バックモニター 8 時計 9 エアコン 10 タイヤチェーン一式

装備品	11 前後サイドバイザー 12 フロアマット 13 パワーステアリング 14 リヤワイパー・ウォッシャー 15 車両用消火器（ABC消火器1kg） 16 フォグランプ 17 リヤウインドデフォッガー 18 停止表示板 19 カーナビゲーションシステム 20 間欠式ワイパー（フロント） 21 電動サイドミラー（開閉・角度調整） 22 運転席及び助手席はELR付き3点式シートベルト装備 23 エアバッグ（運転席及び助手席） 24 ドライブレコーダー（前方・後方撮影）※詳細は別紙2のとおり 25 パワーウィンドウ 26 キーレスエントリー ¹ 27 イモビライザー 28 リヤシートヘッドレスト 29 衝突防止補助システム（メーカー純正による） 30 後退時自動ブレーキシステム（メーカー純正による） 31 誤発進抑制システム（メーカー純正による）
特別装備	1 一体型LED散光式警告灯（赤色（前方300mの距離から点灯を確認できるもの）・黄色（点滅式であり150mの距離から点灯を確認できるもの）、スピーカー（前後方向）、電子サイレン（前方20mの位置において90dB以上120dB以下）、拡声装置、天井補強）を屋根上部に取り付ける。（設置後の全高は2.3m以下とする） 2 無線取付装置（既存車両に設置されている無線機を助手席右足横のコンソールボックス左側側面に移設）。 3 スタッドレスタイヤ（4本、含専用ホイール、鉄製ホイール可）。納品時はラジアルタイヤを装着 4 荷室は樹脂製のラゲージトレイを装着する。 5 LEDテープライト（リヤゲート） 6 バッテリー及びダイナモは寒冷地仕様とする。 7 各座席及び後部荷台のフロアに厚地のビニールカバーをする。 8 装備品スイッチ類は、運転手が操作できる位置に取り付ける。 9 CDについては車外・車内切り替えスイッチを取り付ける。 10 スペアタイヤは床下または、後部荷室に固定して収納する。 11 セカンドシートは折りたたみ式にする。
1年間の走行距離	約16,000km
ドライバーの状況	複数人
9都都市 指定低公害車	<div style="text-align: center;"> 適合 非適合 </div>

該当例示車種	車種 形式	装備品
	スズキ クロスビー HYBRID MZ	上記のとおり
その 他	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="checkbox"/> (どちらかに○) 車庫証明、車両検査は賃貸人において行い、神奈川県陸運事務所に車両を登録する。 「緊急自動車」及び「道路維持作業車」の指定は賃借人において公安委員会より受ける。	

- 2 物品納入期限 令和6年4月1日
- 3 借入期間（本年度分） 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 借入月数（本年度分） 12か月
- 5 借入期間及び最終日 7年間 最終日：令和13年3月31日
- 6 物品保管場所 所在地 横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目6番1号
名 称 横浜市栄土木事務所
電 話 045-895-1411
- 7 付帯事項
- (1) 物品の搬入・撤去等 運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
 - (2) 公租・公課 リース期間中（登録時を含む）における公租公課については、賃貸人の負担とする。
ただし、契約期間（更新した場合も含む。）中に自動車に関する新税が新設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。
 - (3) 入札方法 この入札は、4に掲げる借入期間（本年度分）における賃貸料の総価により行う。
 - (4) 賃借料の支払い 賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く）の賃借料については、支払わないものとする。
 - (5) 自動車リサイクル料 当該車両にかかる自動車リサイクル料は賃貸人の負担とする。
 - (6) 保険・車検・点検整備 賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む）における自動車賠償責任保険については、賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については賃借人の負担により賃借人が手続きを行うものとする。
 - (7) 物品の再リース・売却 賃貸人は、予定借入期間終了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者協議の上決定する。
 - (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。
 - (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。
- 8 仕様書に関する問い合わせ先
- 所在地 横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目6番1号
- 担当者 栄土木事務所 管理係 TEL：045-895-1411
中山 FAX：045-895-1421

○本市徽章

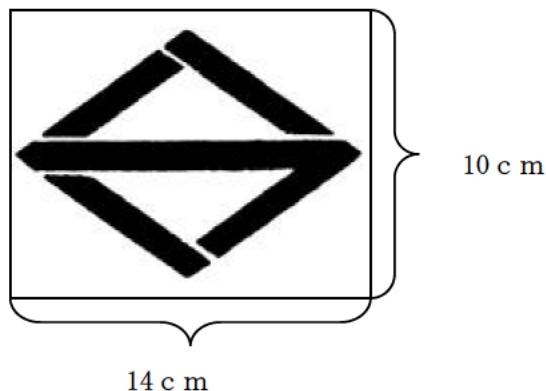
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1

ドライブレコーダー仕様

1 カメラ

(1) カメラ台数

2台のカメラをそれぞれフロントとリヤに設置し前方向と後ろ方向を撮影できること

(2) 画素数

ア フロントカメラ 200万画素以上

イ リヤカメラ 100万画素以上

(3) 画角

ア フロントカメラ 水平 115度以上 垂直 55度以上

イ リヤカメラ 水平 100度以上 垂直 58度以上

(4) 最低照度

2LUX以下（2LUXより好感度であること）

(5) フレームレート

LED信号機（50Hz、60Hzとも）の正確な撮影が可能であること

2 記録するデータ

録画映像、音声、日時、走行速度、位置情報

3 記録方式

常時録画、衝撃感知録画、手動録画のいずれも可能であること

4 記録媒体

microSDHC カードまたは microSDXC カード

5 取付け

運転、乗用、荷物の積込み及び運搬に支障のない位置に配線すること